

申告期限は  
3月16日です

# 所得税および市民税・県民税の申告が始まります

申告に必要な書類は、1月20日(月)から市役所本庁舎 1階税務課前、大井総合支所で用意します。

☎ 税務課 (TEL262・9011)

## 川越税務署から

### ■川越税務署での確定申告は2月17日(月)からです

所得税、個人消費税、贈与税の確定申告を以下の日程で行います。申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。電子申告=e-Tax(インターネット)または郵送申告を利用して早めに申告してください。

日程	2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く) ※2月24日(休)・3月1日(日)は受け付けます。
時間	午前9時～午後5時(受付は午前8時30分～午後4時) ※相談内容が複雑な場合は、午後3時までにお越しください。5時を過ぎてしまうと、再度お越しいただく場合があります。
所在地	川越税務署(〒350・8666 川越市大字並木452・2)
案内図	

### ■「確定申告のお知らせ」はがきを送っています

国税庁では、平成31年に下表の方法で申告をした人に、確定申告書用紙の送付に代えて、「確定申告に必要な情報」などを記載した「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしています。申告相談の際に、お持ちください。

作成場所	作成方法	提出方法
自宅など	確定申告書等作成コーナー	書面
税務署	申告会場のパソコン	e-Taxおよび書面
市役所 大井総合支所	全て	e-Taxおよび書面
青色申告会 商工会など	全て	e-Taxおよび書面

☎ 川越税務署 (TEL235・9411自動音声案内)

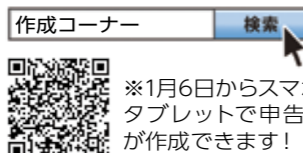
### ■インターネットで確定申告ができます

#### 【ステップ1】「国税庁確定申告書等作成コーナー」へアクセス

確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます。

#### 【ステップ2】申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。



※1月6日からスマートフォンで申告書が作成できます!

### 【ステップ3】申告書を提出

作成した申告書は「e-Tax」または「印刷して郵送」のどちらかの方法で提出します。

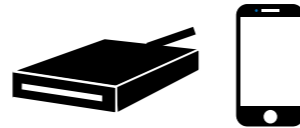
#### ●e-Taxで提出(以下の①②の方式があります)

##### ①マイナンバーカード方式

「マイナンバーカード」と「ICカードリーダーライター」または「マイナンバーカード対応のスマートフォン」を利用してe-Taxで提出する方法です。



マイナンバーカード



ICカードリーダーライター  
またはスマートフォン

・e-Taxにログインする際に、マイナンバーカードを利用すれば、e-Taxの利用者識別番号と暗証番号の入力は不要です。  
・e-Taxを利用する際の事前準備として必要だった電子証明書の登録は不要です。

##### ②ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されているe-Tax用のID・パスワードを利用して、「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxで提出する方法です。

マイナンバーカードおよびICカードリーダーライターまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンは不要です。



#### ●印刷して郵送で提出

プリンターを持っていない場合は、コンビニなどのプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。

☎ 事前準備、送信方法、エラー解消など作成コーナーの使い方=e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(TEL0570・01・5901)、マイナンバーカードを利用する場合のICカードリーダーライターの設定など=マイナンバー総合フリーダイヤル(TEL0120・95・0178)、申告書の作成など=川越税務署(TEL235・9411自動音声案内)

## 市役所での市民税・県民税の申告受付のご案内

ことしの申告期限は3月16日(月)です。申告書の提出が遅れると納税通知や課税証明書などの発行が遅れる場合がありますので、必ず期限内に申告してください。

申告会場は大変混み合いますので、郵送申告を利用するなど混雑緩和にご協力ください。

また混雑を緩和するため「地区の割り振り」を行います。お住まいの地域ごとに指定された日程で、会場へお越しください。

日程・場所 下表のとおり(2月12日(休)～3月16日(月) 土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月15日(土)、3月7日(土)は実施)

受付時間 いずれも午前9時～午後4時

#### 【地区の割り振りと指定する日程】

①	地域の指定はありません(②～⑤で都合のつかない人はこの日程をご利用ください)
②	池上・上野台・大原・霞ヶ丘・川崎・北野・清見・駒林・駒林元町・水宮・中福岡・福岡・福岡武蔵野・丸山・南台・本新田・元福岡
③	上ノ原・上福岡・駒西・新駒林・新田・滝・築地・仲・中ノ島・中丸・長宮・西・西原・花ノ木・福岡新田・福岡中央・富士見台・松山・谷田
④	旭・市沢・うれし野・大井・亀久保・苗間・東久保
⑤	大井中央・大井武蔵野・桜ヶ丘・鶴ヶ岡・鶴ヶ舞・西鶴ヶ岡・ふじみ野・緑ヶ丘

### 2月 市役所本庁舎 5階 A大会議室

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12 ①	13 ①	14 ②	15 ①
16	17 ②	18 ②	19 ②	20 ②	21 ③	22
23	24	25 ③	26 ③	27 ③	28 ③	29

### 3月 大井総合支所 2階 ゆめぼると多目的ホール

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 ④	4 ④	5 ④	6 ④	7 ①
8	9 ④	10 ⑤	11 ⑤	12 ⑤	13 ⑤	14
15	16 ⑤	17	18	19	20	21

※所得税の確定申告については、川越税務署(TEL235・9411自動音声案内)にお問い合わせください。

※「市民税・県民税の申告および簡易な所得税の申告相談」の持ち物などの詳細は市報2月号に掲載します。

## 収入がなくても申告を

### ■国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の被保険者は

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、市民税・県民税の申告内容に応じて算定されます。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、世帯主と被保険者

本人の所得額により保険税(料)が軽減される場合があります。そのため、軽減の対象になる所得の人でも申告をしていないと軽減されません。また、介護保険料は被保険者本人の収入・所得額と世帯員全員の課税状況により決まりますが、申告をしていないと仮の保険料となります。



「申告は期限内に」

収入がない人や扶養されている人、遺族・障害年金のみを受給している人も、必ず市民税・県民税の申告をしてください。

☎ 国民健康保険・後期高齢者医療=保険・年金課(TEL262・9039)、介護保険=高齢福祉課(TEL262・9037)

## 障害者控除に該当する対象者の認定

### ■障害者控除の対象になる人(認定申請の必要はありません)

(1)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人

(2)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による認定を受けている人

### ■認定書の交付を受けることで、障害者控除または特別障害者控除の対象になる人

(1)(2)以外の65歳以上で、令和元年12月31日時点で市の介護保険の要介護認定を受け下表の要件のいずれかに該当する人

障害者控除	(3)介護保険法による要介護認定にかかる認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢaまたはⅢbの人
	(4)介護保険法による要介護認定にかかる認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度がB1またはB2の人
	(5)介護保険法による要介護認定にかかる要介護状態区分が要介護2または要介護3の人
特別障害者控除	(6)介護保険法による要介護認定にかかる認定調査票および主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度が共にB2以上で、その状態が6カ月以上継続していると認められる人、またはふじみ野市在宅要介護高齢者介護手当支給条例に規定する「在宅要介護高齢者」
	(7)介護保険法による要介護認定にかかる認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がⅣまたはⅣMの人
	(8)介護保険法による要介護認定にかかる認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度がC1またはC2の人
	(9)介護保険法による要介護認定にかかる要介護状態区分が要介護4または要介護5の人

申請に必要なもの 対象者の介護保険被保険者証、申請者と対象者の認め印、申請者と対象者の本人確認書類(運転免許証などの写真付きのもの、ない場合は健康保険証と年金手帳など2点)

申請窓口・問合せ 高齢福祉課(TEL262・9037)